

公 開 情 報

- ・ 定款
- ・ 役員名簿
- ・ 社員名簿
- ・ 平成 28 年度事業報告
- ・ 平成 28 年度決算書
- ・ 平成 29 年度事業計画
- ・ 平成 29 年度予算書
- ・ 役員給与規程
- ・ 役員退職手当規程

定款

公益社団法人日本茶業中央会
東京都港区東新橋2-8-5
電話 03-3434-2001

公益社団法人日本茶業中央会定款

平成 25 年 4 月 1 日 制 定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本茶業中央会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置き、理事会の決議を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、お茶の振興に関する基本的方策を樹立し、安全で良質な茶の需給関係の総合的改良発達を推進するとともに、茶文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び国民生活の豊かさの向上実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茶業及び茶文化の振興に関する関係機関への提言に関すること。
- (2) 茶の需要の拡大、計画的な生産等茶の需給の安定に係る総合的施策の推進に関すること。
- (3) 茶の生産、流通及び加工の合理化に関すること。
- (4) 安全安心な信頼性の高い茶の供給体制の整備に関すること。
- (5) 国際的な視点に立った日本茶の振興と日本茶文化の普及に関すること。
- (6) 茶に関する情報の収集、機能性等の調査研究とその活用に関すること。
- (7) 消費者に向けた、茶の健康的、文化的等の情報提供に関すること。
- (8) 茶業に関する団体相互の連携、協調に関すること。
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

(規 約)

第 5 条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、規約で定める。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 この法人を構成する会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は全国をその地区とする茶業に関する団体及びそれ以外の茶業に関する団体であつて理事会の承認を受けたものとする。
- (2) 賛助会員は本会の事業を賛助する個人又は団体であつて理事会の承認を受けたものとする。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(加 入)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により加入申込書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の場合は定款又はこれに代わるべき規程及び代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (2) その他この法人が必要と認めた書類

(任意脱退)

第8条 会員は、脱退の申し出を行うことにより任意にいつでも脱退することができる。

(除 名)

第9条 この法人は、会員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議を経て、その会員を除名することができる。この場合にはこの法人は、その総会の開催日の7日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この法人の事業を妨げ、又はこの法人の名誉を損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があつたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第11条の納入義務を2年以上履行しなかつたとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

(会 費)

第11条 会員は、毎年総会で定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる場合においてもこれを返還しない。

(届 出)

第 12 条 団体である会員は、その名称若しくは代表者の氏名又は住所に変更があったときは遅滞なく、この法人にその旨を届け出なければならない。

2 団体である会員は、あらかじめ、その代表者として権利を行使する者をこの法人に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第 3 章 総 会

(開 催)

第 13 条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

第 14 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席正会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき

(2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき

(総会の招集)

第 15 条 総会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、各理事が総会を招集する。

(総会の決議方法等)

第 16 条 総会は、正会員総数の過半数に当たる正会員が出席しなければ開くことができない。

2 正会員は、総会において、正会員 1 名につき 1 個の議決権を有する。

3 総会の議事は、第 18 条に規定する場合を除き出席した正会員の議決権の過半数で決する。

(総会の決議事項)

第 17 条 総会で決議するものとして法令又は、この定款において別に定める事項のほか次の事項は総会の決議を経なければならない。

(1) 会費の額及びその徴収方法の決定又は変更

(2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準

(3) 定款の変更

- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 規約の制定又は改廃

(特別決議)

第 18 条 次の事項は、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第 19 条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、代理人、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合は、その内容が総会の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が記名し、押印するものとする。
- 3 議事録は、主たる事務所に備えつけておかなければならない。

第 4 章 役員等

(役員の数及び選任)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16 人以上 20 人以内
 - (2) 監事 3 人以内
- 2 理事及び監事は、総会において正会員である団体の役員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員である団体の役員以外から理事 5 人以内を選任することができる。
 - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

- 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 この法人の監事は、他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者であってはならない。
- 7 理事のうちから会長1人、副会長2人、専務理事1人を理事会の決議によって選定する。
- 8 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の職務)

第22条 会長は、この法人を代表し、この法人の職務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は会長及び副会長を補佐するとともに事務局を統括して会務を処理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、職務を執行する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員による理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

(辞任又は任期満了の場合)

第24条 任期満了又は辞任により、理事又は監事数とその定数を欠くに至った場合は、退任した理事又は監事はその後任者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解 任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議を経て解任することができる。

(報 酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長及び常勤の理事には総会の決議を経て報酬を支払うことができる。

(顧 問)

第 27 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が選任する。
- 3 顧問は無報酬とする。
- 4 顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

第 5 章 理 事 会

(理 事 会)

第 28 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選任する。
- 6 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決する。
- 7 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名し、押印するものとする。

第 6 章 専 門 委 員 会

(専 門 委 員 会)

第 30 条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

第 7 章 事 務 局

(事 務 局 及 び 職 員)

第 31 条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 3 職員は、会長が任免する。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(事 業 年 度)

第 32 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（ 事業計画及び収支予算 ）

第 33 条 会長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（ 事業報告及び決算 ）

第 34 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第 1 項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（ 公益目的取得財産残額の算定 ）

第 35 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

（ 定款の変更 ）

第 36 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（ 解 散 ）

第 37 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（ 公益認定の取消し等に伴う贈与 ）

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（ 残余財産の帰属 ）

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

（ 公告の方法 ）

第 40 条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は榛村純一、副会長は田中鉄男と鈴木毅志、専務理事は柳澤興一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人日本茶業中央会役員名簿

役職名	常勤・非常勤	新任	氏名	所属団体及び現職名
会長	非常勤	新任	上川 陽子	公益社団法人静岡県茶業会議所会頭
副会長	非常勤		吉田 利一	京都府茶生産協議会会長
副会長	非常勤		齋藤松太郎	全国茶商工業協同組合連合会理事長
専務理事	常勤		柳澤興一郎	公益社団法人日本茶業中央会専務理事
理事	非常勤		紅林 茂	静岡県経済農業協同組合連合会経営管理委員会会長
〃	非常勤		堤 利道	三重県茶業会議所副会頭
〃	非常勤		後藤 正義	一般社団法人鹿児島県茶生産協会会長
〃	非常勤		長峰宏芳	一般社団法人埼玉県茶業協会会長
〃	非常勤		新谷 紘一	一般社団法人奈良県茶業会議所副会頭
〃	非常勤		君野信太郎	東京都茶協同組合理事長
〃	非常勤		富田 清治	愛知県茶商工業協同組合理事長
〃	非常勤	新任	原 昭義	三重県茶商工業協同組合理事長
〃	非常勤		堀井 長太郎	京都府茶協同組合理事長
〃	非常勤		池田 耕一	鹿児島県茶商業協同組合理事長
〃	非常勤		桐島 俊昭	日本茶輸出組合理事長
〃	非常勤	新任	成岡 揚蔵	公益社団法人静岡県茶業会議所理事
〃	非常勤		杉本 貞雄	公益社団法人京都府茶業会議所会頭
〃	非常勤		北郷 栄	公益社団法人鹿児島県茶業会議所会頭
〃	非常勤		佐藤 昭一	公益社団法人鹿児島県茶業会議所専務理事
監事	非常勤		石川 和弘	静岡県経済農業協同組合連合会常務理事
〃	非常勤	新任	藤田 文敏	全国茶商工業協同組合連合会専務理事
〃	非常勤		小澤 俊幸	公益社団法人静岡県茶業会議所専務理事

社員名簿

団 体 名	郵便番号	所 在 地
全国茶生産団体連合会	101-0047	千代田区内神田1-1-12 コープビル9階
全国茶商工業協同組合連合会	420-0005	静岡市葵区北番町81 茶業会館内
日本茶輸出組合	420-0011	静岡市葵区安西5-43
公益社団法人 静岡県茶業会議所	420-0005	静岡市葵区北番町81 茶業会館内
公益社団法人 京都府茶業会議所	611-0021	宇治市宇治折居25-2 宇治茶会館内
公益社団法人鹿児島県茶業会議所	891-0122	鹿児島市南栄3-12

1 平成 28 年度事業報告

I 茶業の概況

ア 生産の概況

(ア) 茶栽培面積

全国の茶栽培面積は、4万3,100ha で前年に比べ 900ha 減少した。地域的に見ると減少した県は静岡県△400ha、鹿児島県△90ha、岐阜県△72 ha、熊本県△70ha、三重県△40ha、宮崎県△30ha となっている。

区分 年	栽培面積 (ha)			摘採面積 (ha)	
	合計	専用園	兼用園	実面積	延面積
平成 28 年	43,100		—	34,900	82,000
平成 27 年	44,000		—	35,600	81,300
前年比%	98	—	—	99	101

資料：1 農林水産省統計による。摘採面積は 12 主産県調査の計である。
なお主産府県栽培面積は 28 年 34,900ha (前年 35,600ha) で前年比 98%。

(イ) 荒茶生産量

主産県の荒茶生産量は 76,400t で前年に比べ、1%増加している。

茶期 年度	計 t	一番茶 t	二番茶 t	三番茶 t	四番茶 t	秋冬春番茶 t
平成 28 年	77,100	30,100	20,000	6,450	1,370	19,100
平成 27 年	76,400	31,400	20,300	5,920	1,210	17,500
前年比%	101	96	99	109	113	109

資料：農林水産省作物統計による。年計、茶期別は 12 主産県調査の計である。

(ウ) 茶種別生産量

① 主産県の茶種別生産量は、おおい茶が増加し、他の茶種は前年比で減少している。

茶種 年	計 t	玉露 t	かぶせ茶 t	てん茶 t	普通せん茶 t	玉緑茶 t	番茶 t	その他 t
平成28年	77,100		6,720		45,500	1,690	21,000	2,230
平成27年	76,400		6,710		45,800	1,720	19,500	2,580
前年比 %	101		100		99	98	108	86

資料：農林水産省作物統計による。茶種別は主産12府県値。

(参考)		主産府県 t	その他県 t	全 国 t	備 考
	平成10	78,700	3,900	82,600	主産14府県調査
	15	86,805	5,095	91,900	全県調査
	19	92,100	2,000	94,100	主産16府県調査
	20	93,500	2,000	95,500	主産16府県調査
	21	83,945	2,055	86,000	全県調査
	22	83,000	2,000	85,000	主産16府県調査その他推計
	23	82,100	-	-	主産16府県調査
	24	85,900	-	-	主産16府県調査
	25	82,800	2,000	84,800	主産16府県調査その他推計
	26	81,931	1,569	83,500	全県調査
	27	76,400	3,100	79,500	主産12府県調査その他推計
	28	77,100	3,100	80,200	主産12府県調査その他推計

資料： 1 農林水産省統計部による。

2 主産16府県；茨城、埼玉、静岡、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、奈良、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

3 主産12府県；埼玉、静岡、愛知、三重、京都、奈良、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

イ 荒茶価格（煎茶）

全生連調査によると対前年比では各茶期とも価格は高くなっている。

	単位；円/kg、%				
	一番茶	二番茶	三番茶	四番茶	冬春秋番茶
平成5	2,970	1,026	780	612	392
10	2,442	1,172	700	660	284
15	2,868	1,085	678	795	325
16	2,926	1,275	996	1,132	417
17	2,670	1,118	804	732	316
18	2,626	960	509	316	
19	2,641	974	579	347	
20	2,396	883	565	588	
21	2,250	715	370	290	
22	2,645	780	374	402	
23	2,438	844	570	572	
24	2,223	838	604	509	
25	2,188	781	444	388	
26	2,199	683	340	346	
27A	1,994	671	405	290	
28B	2,129	764	568	329	
前年比 B/A %	107	114	140	113	

資料： 全国茶生産団体連合会調査による。

ウ 消費の動向

(ア) 茶需要量

- ① 平成28年の茶需要量は、供給ベースから推定すると8万tとなっている。供給内容をみると、国内生産量がやや増、輸出量は前年並み、輸入量はやや増となった。

区分 年	国内生産量 A t	輸入量 B t	輸出量 C t	国内消費量 A+B-C=D t	人口 E 千人	一人当り消費量 D/E g
平成5年	92,100	5,481	305	97,276	124,764	780
10	82,600	6,399	652	88,347	126,486	698
15	91,900	10,242	760	101,382	127,619	794
18	91,800	11,254	1,576	101,478	127,770	794
19	94,100	9,591	1,625	102,066	127,780	799
20	95,500	7,326	1,701	101,125	127,692	792
21	86,000	5,865	1,958	89,907	127,510	705
22	85,000	5,906	2,232	88,674	128,056	692
23	82,100	5,393	2,387	85,106	127,799	666
24	85,900	5,473	2,351	89,022	127,515	698
25	84,800	4,875	2,942	86,733	127,298	681
26	83,500	4,180	3,516	84,164	127,083	662
27	79,500	3,473	4,127	78,846	127,110	620
28	80,200	3,618	4,108	79,710	126,933	628

資料：1 農林水産省統計部による。

2 輸出入量は財務省貿易統計による。

3 人口は総務省調査（推計人口）各年10月1日現在による。

なお27年人口は国勢調査速報値である。（暫定値）

② 緑茶飲料は平成10年に60万kl台となり、以降急増したが、平成18年248万klとなり以降横ばいで推移している。

緑茶系飲料向け原料を推計すると28年は2万9,600t、国内供給量(消費量)の37%にあたる。

(参考) 原料換算 (試算値)						
年次	緑茶		混合茶		原料使用量合計 (t)	前年比 %
	(推定原料使用率1%)		(推定原料使用率0.15%)			
	(千kl)	(t)	(千kl)	(t)		
昭和63年	18.0	180				
平成元年	30.0	300				
5	266.0	2,660	22.5	34	2,694	
10	617.0	6,170	950.0	1,425	7,595	126.5
13	1520.2	15,202	790.9	1,186	16,388	134.1
14	1622.2	16,222	833.6	1,250	17,472	106.6
15	1715.9	17,159	831.7	1,248	18,407	105.3
16	2216.7	22,167	865.0	1,298	23,465	127.5
17	2570.0	25,700	713.8	1,071	26,771	114.1
18	2481.1	24,811	790.1	1,185	25,996	97.1
19	2457.7	24,577	881.0	1,322	25,899	99.6
20	2431.2	24,312	822.0	1,233	25,545	98.6
21	2382.9	23,829	791.6	1,187	25,016	97.9
22	2356.5	23,565	769.1	1,154	24,719	98.8
23	2360.0	23,600	726.0	1,089	24,689	99.9
24	2454.0	24,540	704.0	1,123	25,663	103.9
25	2528.0	25,280	704.0	1,123	26,403	102.9
26	2548.0	25,480	708.0	1,129	26,609	100.8
27	2675.0	27,010	708.0	1,122	28,132	105.7
28	2850.0	28,495	703.0	1,111	29,606	105.2

緑茶ドリンク等の生産動向

千kl

年次	緑茶	ウーロン茶	紅茶	混合茶
平成5年	266	1,185	600	23
10	617	1,220	996	950
15	1,715	1,167	795	832
19	2,458	961	973	881
20	2,431	877	1,030	822
21	2,383	813	1,051	792
22	2,356	834	1,160	769
23	2,360	684	1,124	726
24	2,454	670	1,096	704
25	2,528	642	1,014	704
26	2,576	590	963	731
27	2,660	608	940	723
28	2,766	571	944	738
前年比%	104	94	100	102

資料：日刊経済通信社による。

(イ) 緑茶の家計内購入量

一般家庭における緑茶の購入量は、平成5年の1,335gをピークに、減少傾向で推移、平成20年より1,000gを割り込み、以降も漸減傾向となっている。

また、一世帯当り購入金額は平成16年に5千円台に21年は4千円台に減少している。一方、茶飲料の購入金額は平成16年の5,378円から5千円台に増加し、28年は6,632円（前年6,146円）となっている。

区分 年度	茶飲料 購入額 円	購入量 g	同1人当たり g	金額 円	同1人当たり 円	100g当たり 平均単価 円	世帯 人員 人
平成5	-	1,335	383	7,131	2,043	534	3.49
10	-	1,284	388	7,028	2,122	547	3.31
15	4,658	1,139	355	6,171	1,922	542	3.21
16	5,378	1,077	338	5,575	1,748	518	3.19
18	5,263	1,101	353	5,527	1,771	502	3.12
19	5,749	1,051	339	5,378	1,735	512	3.10
20	5,655	992	319	5,073	1,631	511	3.11
21	5,700	942	304	4,809	1,551	510	3.10
22	5,889	948	307	4,424	1,432	467	3.09
23	5,889	975	318	4,591	1,495	404	3.07
24	5,867	889	291	4,300	1,405	484	3.06
25	6,052	874	256	4,288	1,254	490	3.42
26	5,979	892	294	4,174	1,378	468	3.03
27	6,146	843	279	4,083	1,352	484	3.02
28	6,632	849	284	4,168	1,394	491	2.99
前年比%	108	101	102	102	103	101	99

資料：総務省家計調査による。

エ 茶の輸出入

(ア) 輸出

緑茶の輸出については、海外での日本食ブーム、茶の機能性への関心の高まりから、平成5年以降増加傾向にあり、平成17年に1千t台、22年に2千t台となり平成26年3千t台、27、28年は4千t代の輸出量となっている。

主な輸出国は、アメリカ1,420t（前年1,698t）で全体の35%を占めているほか、台湾793（735）、シンガポール342（280）、カナダ180（236）、ドイツ319（305）、香港143（116）、フランス98（78）、となっている。輸出国数は年々増加しており16年39カ国、24年58カ国、28年64カ国となっている。

一方、輸出金額については平成16年17億円から28年116億円となっている。

緑茶の輸出量

t、百万円；%

	元年	5年	10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年
輸出量	635	305	652	760	1,701	2,942	3,516	4,127	4,108
対前年比	-	-	-	-	105	125	120	117	99
輸出額	-	-	-	-	3,344	6,610	7,799	10,106	11,551
対前年比	-	-	-	-	-	-	118	130	114

資料：財務省通関統計による。

平成 28 年輸出国別、輸出数量、金額

t ; 百万円

国名	数量	金額
合計(その他の国含む)	4,108	11,550
アメリカ	1,420	4,805
台湾	793	833
シンガポール	342	1,076
ドイツ	319	1,305
カナダ	180	432
ホンコン	143	695
フランス	98	322

資料： 財務省通関統計による。

(イ) 輸入

緑茶の輸入については、緑茶飲料等の需要動向を反映して増加し、13年には過去最高の17,739 tであった。その後は1万 t 台で推移したが、19年より1万 t 台を割っている。以降漸減傾向で推移し、平成 27・28 年は3千 t 台になっている。

主な輸入国は、中国 3,088 t (全体の 85%)、オーストラリア 301t(8%)、ベトナム 111 t (3%)である。

緑茶の輸入量

t ; %

	元年	5年	10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年
輸入量	2,854	5,481	6,399	10,242	7,326	4,875	4,180	3,473	3,618
対前年比	-	-	-	-	-	-	86	83	104

資料： 財務省通関統計による。

II 事業の概要

本会が平成 28 年度に行った一般事業の主なものは次の通りである。

1) 諸会議の開催

1 理事会の開催について

① 平成 28 年度理事会の開催について

理事会を下記により開催し、議案についてそれぞれ審議、可決承認した。

1 開催日時 平成 28 年 6 月 9 日(木)

2 開催場所 糖業会館会議室 (東京都千代田区有楽町)

3 議 案

第 1 号議案 平成 27 年度事業報告及び収支決算報告承認に関する件
その他

第 1 号議案が原案通り決定承認した。

4 報告事項

(1) 公益社団法人日本茶業中央会の今後の運営について

(2) 「緑茶の表示基準」の改定について

(3) 「2015 ミラノ国際博覧会」イベント広場への日本茶ミラノ博覧会出展について

(4) 平成 28 年度茶業功績者の推薦について

(5) 第 70 回全国お茶まつりについて

(6) 国の補助事業実施状況について

(7) 茶に関する情報について

② 平成 28 年度理事会の開催について

1 開催日時 平成 29 年 3 月 24 日(金)

2 開催場所 東京茶業会館会議室

3 議 案

第 1 号議案 平成 29 年度事業計画及び収支予算決定承認に関する件

第 2 号議案 平成 29 年度会費賦課徴収方法決定承認に関する件

第 3 号議案 役員給与規程の一部改定に関する件

第 4 号議案 平成 29 年度役員報酬決定承認に関する件

第 5 号議案 茶の需要拡大対策に関する件

4 報告事項

(1) 「緑茶の表示基準」の見直しについて

(2) 第 71 回全国お茶まつりについて

(3) 日本茶輸出促進協議会及び日本茶ニュービジネス育成強化運営協議会について

(4) 茶に関する情報について

第 1 号議案から第 4 号議案まで一括審議し原案通り決定承認した。

第 5 号議案で提案のあった茶需要拡大対策委員会設置規程についてお茶の消費拡大を図

るため新たに委員会を設置することとした規程は決定承認された。

2 総会

① 公益社団法人日本茶業中央会通常総会の開催について

- 1 開催期日 平成 28 年 6 月 24 日(金)
- 2 開催場所 東京茶業会館会議室
- 3 議 案

第 1 号議案 平成 27 年度事業報告及び収支決算報告承認に関する件
原案通り決定承認した。

② 臨時総会の開催

臨時総会を書面により行った。

- 1 開催日 平成 28 年 8 月 5 日(金)
- 2 「提案事項」及び「決議事項」

「提案事項」

公益社団法人日本茶業中央会役員選任に関する件

平成 28 年 7 月 26 日、理事長榛村純一が会員の全員に対して上記臨時総会の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、平成 28 年 8 月 5 日までに会員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 59 条に基づき、当該事項の総会への報告があったものとみなされた。

「決議事項」

平成 28 年 7 月 26 日、理事長榛村 純一が会員の全員に対して上記総会の目的 である事項について提案書を発し、当該提案につき、平成 28 年 8 月 5 日までに会員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 58 条第 1 項に基づき、当該提案を総会の決議があったものとみなされた。次の者が理事及び監事に選任された。

理事 富田 清治

監事 小澤 俊幸

③ 臨時総会の開催

- 1 開催日時 平成 28 年 10 月 26 日(水)
- 2 「提案事項」及び「決議事項」

「提案事項」

公益社団法人日本茶業中央会役員選任に関する件

平成 28 年 10 月 11 日、理事長榛村純一が会員の全員に対して上記臨時総会の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、平成 28 年 8 月 5 日までに会員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 59 条に基づき、当該事項の総会への報告があったものとみなされた。

「決議事項」

平成 28 年 7 月 26 日、理事榛村 純一が会員の全員に対して上記総会の目的 である事項について提案書を発し、当該提案につき、平成 28 年 8 月 5 日までに会員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 58 条第 1 項に基づき、当該提案を総会の決議があったものとみなされた。理事に選任された

理事 佐藤 昭一

④ 臨時総会の開催

- 1 開催日時 平成 29 年 3 月 24 日(金)
- 2 開催場所 東京茶業会館会議室
- 3 議 案
 - 第 1 号議案 平成 29 年度会費賦課徴収方法決定承認に関する件
 - 第 2 号議案 役員給与規程の一部改定に関する件
 - 第 3 号議案 平成 29 年度役員報酬決定承認に関する件

3 監事会

監事会を下記により開催し、平成 27 年度の監査を実施した。

- 1 開催期日 平成 28 年 6 月 1 日(水)
- 2 開催場所 公益社団法人日本茶業中央会会議室
- 3 監査事項 平成 27 年度事業及び収支決算書、帳簿及び証拠書類等

4 六団体長会議等

(1) 平成 28 年度茶業功績者表彰委員会及び六団体長会議

- 1 開催期日 平成 28 年 10 月 5 日(水)
- 2 開催場所 東京茶業会館会議室
- 3 協議事項
 - * 平成 28 年度茶業功績者の選考について(委員会)
 - * 第 70 回全国茶業振興大会における宣言案について
 - * 第 70 回全国お茶まつり式典について
 - * 日本茶業中央会今後の事業について(六団体長会議)
 - * その他

5 専務会議等

(1) 第 1 回 専務会議

- 1 開催期日 平成 28 年 6 月 24 日(金)
- 2 開催場所 東京茶業会館会議室
- 3 協議事項
 - * 公益社団法人日本茶業中央会の運営について

(2) 第 2 回 専務会議

- 1 開催期日 平成 29 年 1 月 30 日(月)
- 2 開催場所 東京茶業会館会議室
- 3 協議事項
 - * 公益社団法人日本茶業中央会の運営について
会員団体専務理事等出席し、平成 29 年度事業のありかた、特に
茶の需要増進事業及び全国お茶まつり等について協議した。

6 緑茶表示適正化推進委員会

(1) 平成 28 年度緑茶表示適正化推進委員会

- 1 開催期日 平成 28 年 11 月 30 日(水)
- 2 開催場所 モメントシオドメ会議室(東京都港区東新橋)
- 3 協議事項
 - * 食品表示法に基づく「食品表示基準」は平成 32 年 3 月 31 日までの経過措置があり、この間にできる限り早く基準の改定・普及を行う必要がある。課題となっている茶種の定義等について検討。

(2) 平成 28 年度表示適正化推進委員会

- 1 開催期日 平成 29 年 3 月 14 日(火)
- 2 開催場所 東京茶業会館会議室
- 3 協議事項
 - * 食品表示法の制定に伴う「緑茶の表示基準」の改定について検討。
茶種の定義等について検討。

7 補助事業実施への参画(日本茶業中央会:協議会事務局)

1 日本茶ニュービジネス育成強化運営協議会

(1) 委員会の開催

- 1 開催期日 平成 28 年 7 月 14 日(木)
- 2 開催場所:東京茶業会館 6 階会議室
- 3 会議の議題
平成 28 年度青果物(茶)流通システム高度化事業推進委員会を開催し
茶専門店活性化対策、学校へのお茶普及対策等について検討

(2) 総会及び委員会の開催

- 1 開催期日 平成 29 年 3 月 14 日(火)
- 2 開催場所:東京茶業会館 6 階会議室
- 3 会議の議題
平成 28 年度事業実績報告及び 29 年度計画について総会で決定承認
し、青果物(茶)流通システム高度化事業推進委員会を開催し 28 年度事業の
推進状況と 29 年度事業の推進について検討。

2 日本茶輸出促進協議会

(1) 総会

- 1 開催期日 平成 28 年 6 月 14 日(火)

2 開催場所 静岡県茶業会館会議室

3 会議の議題

平成 27 年度事業報告、役員改選、会費について決定承認した。

(2) 日本茶輸出促進協議会運営委員会

1 開催期日 平成 28 年 12 月 8 日 (木)

2 開催場所：糖業会館会議室

3 会議の概要

平成 28 年度輸出促進事業について、事業実施状況について協議検討した。

8 関係機関との連携

① 建仁寺四頭茶礼

1 開催期日 平成 28 年 4 月 20 日

2 開催場所 建仁寺 京都市東山区大和大路

3 概要 中国から茶の種を持ち帰り喫茶を広めた栄西の生誕日に茶会が毎年開催され、四頭式という珍しい伝統技法で茶会が開かれ、本会会長、全茶連理事長が参列した。

② 茶ノ木神社献茶式典

1 開催期日 平成 28 年 5 月 2 日

2 開催場所 茶ノ木神社 東京都中央区日本橋人形町

3 概要 八十八夜に献茶式を開催。静岡・京都・鹿児島の三会議所から新茶の提供を受け、お茶のミニ講座、新茶の試飲、配布を行った。町内会、近隣、観光客等が多数参加した。

③ 杉山彦三郎翁顕彰会役員会

1 開催期日 平成 28 年 4 月 15 日(金)

2 開催場所 静岡県茶業会館会議室

3 議題

* 平成 27 年度事業報告・決算

* 平成 28 年度事業計画・予算

* 杉山賞表彰者の選考

④ 日本茶業学会表彰委員会

1 開催期日 平成 28 年 7 月 22 日(金)

2 開催場所 野菜茶業研究所会議室

3 議題

* 日本茶業学会功労賞並びに日本茶業学会奨励賞の審査決定

⑤ 平成 28 年度 行政部局と農研機構との茶に関する情報交換会

- 1 開催期日 平成 28 年 11 月 2 日 (水)
- 2 開催場所 農林水産省会議室
- 3 概要
 - * 果樹茶業研究部門の試験の現状、今後の方向等について意見交換を行った。

⑥ 生産県会議 (農水省主催)

平成 28 年度第 1 回茶生産県会議

- 1 開催期日 平成 28 年 9 月 9 日 (金)
- 2 開催場所 農林水産省会議室
- 3 概要
 - * 茶関係予算、茶をめぐる情勢、各都府県の一番茶、二番茶価格他農水より情報提供、茶関係団体からの情報提供があり、意見交換をおこなった。

平成 28 年度第 2 回茶生産県会議

- 1 開催期日 平成 29 年 1 月 23 日 (月)
- 2 開催場所 農林水産省会議室
- 3 概要
 - * 農水より最近の茶の動向について農業競争力強化プログラム、ISO 抹茶の定義、収入保険等について説明があり、関係団体からの情報提供と意見交換を行った。

⑦ 第 6 回「ティーロード九州茶館」と「聖福寺献上茶壺式典」

- 1 開催期日 平成 28 年 10 月 8 日 (土) ~10 日 (月)
- 2 開催場所 福岡市博多区 聖福寺他
- 3 概要
 - * お茶で九州を一つにをテーマに、お茶文化イベント(博多市)で多くの消費者の参加があり、また聖福寺で献茶式典が行われた。

⑧ 平成 28 年度日本茶業学会総会・研究発表会

- 1 開催期日 平成 28 年 10 月 26 日 (水)
- 2 開催場所 静岡市、静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」
- 3 議題
 - * 平成 27 年度事業報告及び 28 年度事業計画、予算及び決算に関する件、役員を選任等が決定した。なお、同会場において茶に関する研究発表会が開催された。

⑨ 茶業議員連盟

- ・ 民進党茶業振興議員連盟総会への出席
- 1 開催期日 平成 28 年 4 月 26 日 (火)
 - 2 議題 お茶をめぐる情勢について

・自民党茶業振興議員連盟総会等への出席

- 1 開催期日 平成 28 年 5 月 19 日 (木) 8 月 30 日 (火)
- 2 議 題 農水省から「お茶をめぐる最近の動向について」消費者庁から「機能性表示食品について」説明があり、団体から意見・要望を発言し、「茶業振興に関する決議」に反映される。
- 3 出席者 日本茶業中央会会長、全国茶生産団体連合会会長、全国茶商工業協同組合理事長、日本茶輸出組合理事長。

2) 第 70 回全国お茶まつりの開催

ア 三重県及び三重茶業団体並びに全国茶業関係団体と共催し、第 70 回全国お茶まつりを次のとおり実施した。

行事内容	日 程	会 場
1 全国お茶まつり		
(1)式典 ・褒賞授与式 ・全国茶業振興大会	平成 28 年 12 月 10 日(土)	鈴鹿市文化会館
(2)展示会 ・出品茶展示 ・茶業関連機械・資材展示	平成 28 年 12 月 10 日(土)	鈴鹿市文化会館
(3)日本茶 P R イベント ①ショッピングモールイベント ②鈴鹿シティマラソン	①平成 28 年 10 月～11 月 ②平成 28 年 12 月 18 日(日)	①県内 4 箇所 ②鈴鹿サーキット
2 全国茶品評会		
(1)出品茶審査会	平成 28 年 8 月 23 日(火) ～26 日(金)	鈴鹿市文化会館
(2)擬賞会議	平成 28 年 8 月 26 日(金)	鈴鹿市文化会館
(3)出品茶入札販売会	平成 28 年 9 月 15 日(木)	鈴鹿農業協同組合

3 全国茶生産青年の集い		
(1)茶審査技術競技会	平成 28 年 12 月 9 日(金)	鈴鹿市文化会館
(2)茶業青年の夕べ	平成 28 年 12 月 9 日(金)	鈴鹿サーキット (ホスピタリティカンジ)

イ 平成 28 年度茶業功績者の表彰

平成 28 年度茶業功績者について、第 70 回全国茶業振興大会において次の方々の表彰を行った。

氏名	現住所	茶業団体等役職及び職歴	業績概要等
やまもと ゆきお 山本 幸夫 (74 歳)	静岡県	元全国茶生産団体連合会 監事 元静岡県経済連茶業委員 会委員 元(公社)静岡県茶業会議 所理事 元(一社)静岡県農協茶取 引補償協会副会長理事 元農協荒茶販売強化検討 委員会委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・多年にわたり、全国茶生産団体連合会の監事として会の運営に尽力し、特に東日本大震災による風評被害対策に積極的に取り組み茶の信頼回復に貢献 ・多年にわたり静岡県経済連茶業委員会役員として静岡茶の品質改善及び荒茶取引の安定化に取組み茶業経営の安定、発展に尽力 ・長きに亘り島田市農業協同組合・大井川農業協同組合に勤務し、卓越した指導力で茶の振興に尽力し、川根茶、島田茶、岡部玉露、藤枝抹茶等茶産地ブランドの確立に貢献
しもくぼ まさみ 下窪 正巳 (78 歳)	鹿児島県	元(社)鹿児島県茶生産協 会副会長 元(社)鹿児島県茶市場理 事 元(社)鹿児島県茶取引安 定基金協会理事 元鹿児島県茶業会議所理 事 元南九州市茶業振興会会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり鹿児島県茶業界にあつて茶の生産振興、茶業経営の改善に尽力し、安心・安全な「かごしま茶」の銘柄確立に貢献 ・全国有数の茶産地の育成と茶園管理や工場の機械化による生産性向上に取組み地域の茶業振興に大きく貢献 ・長年にわたり茶業経営に取組み産地銘柄の確立の推進と茶業経営者の育成に尽力し、茶業の振興発展に貢献
		現全国茶商工業協同組合 連合会副理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり三重県茶商工業協同組合の要職にあつて組合組織の

<p>なかじま ただし 中嶋 正 (86 歳)</p>	<p>三重県</p>	<p>現(公社)日本茶業中央会 理事 現三重県茶商工業協同組 合理事長 元関西茶業協議会副会長 前三重県茶業会議所会頭</p>	<p>育成強化、組合員の経営安定向 上、関係団体との連携による消費 拡大事業に尽力し、伊勢茶の全 国ブランド化に貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県茶業会議所の会頭として「環境にやさしい安全安心な伊勢茶づくり運動」を推進し、茶業者の茶生産に対する安全意識の向上と、「伊勢茶」ガイドラインを定め正確な情報を消費者に提供するなど茶の消費拡大に貢献 ・伊勢茶リフレッシュ運動を推進し、茶園の新植・改植を促進し、三重県茶業の生産基盤の強化に尽力 ・全国茶商工業協同組合連合会及び日本茶業中央会の要職にあつて消費拡大に尽力し茶業振興に貢献
<p>ほんだ ただひこ 本田 忠彦 (79 歳)</p>	<p>愛知県</p>	<p>前全国茶商工業協同組合 連合会副理事長 前(公社)日本茶業中央会 理事 前愛知県茶商工業協同組 合理事長 現愛知県茶商工業協同組 合理事・相談役 元愛知県西尾市長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多年にわたり愛知県茶商工業協同組合理事長として組合組織の育成強化と組合事業の発展に貢献 ・愛知県内各生産地の連携強化を推進し、愛知県茶の品質向上、消費拡大に尽力 ・長きに亘り愛知県西尾市長を歴任し、西尾市の発展と西尾茶の品質向上、消費拡大に尽力 ・全国茶商工業協同組合連合会の要職にあつて、茶の消費拡大に尽力し、茶業の振興に貢献
<p>とぼり ふみお 戸堀 富美雄 (77 歳)</p>	<p>東京都</p>	<p>現全国茶商工業協同組合 連合会理事 現東京都茶協同組合副理 事長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長きにわたり東京都内の小学校に「日本茶教室」事業を推進し、小学生へのお茶の啓発活動に尽力 ・東京都茶協同組合の要職にあつて組合の組織強化に尽力し人材の育成に貢献 ・全国茶商工業協同組合連合会の要職にあつて、組織の強化に尽力し、茶業の振興に貢献

<p>なかむら よりゆき 中村 順行 (63 歳)</p>	<p>静岡県</p>	<p>元日本茶業技術協会専務理事 元静岡県農林技術研究所茶業研究センター長 現静岡県立大学特任教授</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多年にわたり茶の試験研究に従事し、チャの新品種育成・普及及びその支援技術の開発を推進し、育種部門のリーダーとして日本茶業の発展に尽力 ・全国の茶業研究に参画し、茶業技術の発達・改善及び茶業技術者の研鑽と相互の情報交換に尽力 ・品種の育成及び普及について品種組合せ栽培の推進など早生品種から晩生品種まで多くの品種の育成に貢献 ・品種選抜方法の改善や育種年限の短縮化技術など育種手法の改善に大きく貢献
<p>この まさお 木野 正男 (72 歳)</p>	<p>京都府</p>	<p>元南山城村農業委員会会長 現京都やましろ農協南山城村支店茶業部会長 現南山城村茶業振興対策協議会長 現(公社)京都府茶業会議所理事 現京都府茶生産協議会副会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり茶の生産作業の省力化と環境保全型農業を推進し、京都府の茶業振興に貢献 ・「宇治茶伝道師」として宇治茶の普及に尽力し国内外に宇治茶の魅力の発信に貢献 ・京都府の茶業界の要職にあつて、京都府の茶業振興、とりわけ茶の生産振興に尽力 ・茶畑コンサートを開催するなど都市住民との交流を通じ消費者へのお茶の啓発に尽力
<p>ながみね こういち 永峯 更一 (66 歳)</p>	<p>鹿児島県</p>	<p>元(公社)日本茶業中央会理事 元鹿児島県流通園芸課技術補佐 元鹿児島県大隅地域振興局農林水産部長 元鹿児島県茶業三団体専務理事 前(公社)鹿児島県茶業会議所専務理事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり鹿児島県にあつて茶の農政・普及業務に従事し、鹿児島県茶業振興に貢献 ・県内茶業三団体を集約一本化に尽力し、(公社)鹿児島県茶業会議所として体制整備に貢献 ・「かごしま茶輸出サプライチェーンシステム」の確立に尽力し、かごしま茶の流通販路拡大、知名度向上に貢献

ウ 第70回全国茶業振興大会宣言

第70回全国茶業振興大会において次の宣言が採択された。

大会宣言

「第70回全国お茶まつり三重大会」は、「日本人の心のふるさと三重で出会う
日本茶の魅力とおもてなし」をキーワードに、生産者や関係者が培ってきた技術と知恵を活かした日本茶の新たな魅力や楽しみ方を提案するプログラムを展開します。

お茶は、人々の生活にゆとりと潤いをもたらすかけがえのない食品として、暮らしの中に深く溶け込みながら、日本人の美意識や心の拠り所として、日本文化の形成に大きな影響を与えています。

私たち茶業者は、生産・加工・流通が一体となり、「日本茶の魅力」をひろく消費者の皆さんに発信し、日本茶の振興、発展を図るため、次のことを宣言します。

- 一 私たちは、国民運動として栄養バランスのとれた和食の推進を呼びかけるとともに、日本茶ファンをあらゆる場所と機会を通じて増やしていきます。
- 一 私たちは、お茶のもつ機能・効能を解り易くPRし、日本茶の健康機能を国内外に向け積極的に情報発信します。
- 一 私たちは、おもてなしの心を育む日本茶とその伝統文化を大切に、将来にわたって語り伝えるとともに、茶業者間のみならず他業界とも連携し、日本茶の魅力を活かした新しいお茶のカタチを積極的に消費者へ提示します。

以上、ここに宣言し、効果的に行動します。

平成28年12月10日

第70回全国茶業振興大会

3) 茶の審査技術の向上研修会

茶審査技術習得のため技術講習会を次により開催した。

○ 養成人数

区 分 別 人 数		区 別 人 数
区 分	人数	
生産関係	5名	静岡2、愛知1、兵庫1、鹿児島1
商工関係	15名	静岡3、京都6、大阪1、福岡3、宮崎1、鹿児島1
計	20名	

○ 研修会

区 分	開催時期	開催場所	人数	研修内容
茶審査技術研修会	29年2月8日～10日	静岡県菊川市 静岡県農業協同組合 中央会教育部 遠州夢咲農協(茶業振興センター)	20名	1 講義(基礎的知識の修得) (1) 製茶法 (2) 審査法 2 実習(実務技術の修得) (1) 外観審査法 (2) 内質審査法

4) 全国的な行事への後援等

ア ブロック茶品評会、共進会等に対する表彰、後援

全国手もみ茶品評会、全国「玉露のうまい淹れ方」コンテスト大会、関東ブロック茶品評会(埼玉県)、関西ブロック(京都府)、各都府県主催の茶品評会、共進会等にそれぞれ会長賞を授与し表彰、後援等を行った。

イ 第6回世界お茶まつり後援

春の祭典 平成28年5月13日(金)～15日(日)

秋の祭典 平成28年10月27日(木)～30日(日)

静岡市で五感でお茶を愉しむをスローガンに開催され、後援を行った。

ウ 全国茶関係青年団への後援

- ・全国茶業連合青年団

第63回全国茶審査技術競技大会 平成28年9月10日(土) 静岡市

- ・全国茶生産青年団

第33回全国茶生産青年の集い 平成28年12月9日(金) 鈴鹿市

5) 茶業情報・資料の作成配布

- 1 平成28年版「茶関係資料」(A4版 203頁)を茶に関する統計集として作成配布。

6) 茶業文庫の活用

- 1 「蘭字カレンダー」(平成29年用)の作成。第68回全国カレンダー展に出品した。
- 2 茶業文庫及び各種図書資料の利用拡大をおこなった。

特に蘭字関係の資料をデータ化するなどホームページ等を通じ広く資料の閲覧に供するための資料整備を行ったことにより大学、企業等から蘭字活用の申請があった。

7) その他本会の目的達成に必要な事業

- 1 公益財団法人日本農林漁業振興会主催の農林水産祭に協賛し、各県の品評会への後援、賞状の交付を行い、併せて全国お茶まつりを推進した。
- 2 平成29年2月、東京マラソンでの日本茶のサービスを日本茶インストラク

ター協会の協力によりおこなった。

- 3 本会の毎月の活動状況について「日本茶業中央会ニュース」として会員団体等に発信した。

公益社団法人 日本茶業中央会 貸借対照表

平成29年3月末日現在

一般会計

(単位：円)

科 目	当期	前期	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	15,120,601	13,918,400	1,202,201
貯蔵品	1,577,864	1,736,897	△ 159,033
未収入金	255,454	172,658	82,796
流動資産合計	16,953,919	15,827,955	1,125,964
2 固定資産			
工具器具備品	50,000	100,000	△ 50,000
事務所保証金	7,938,000	7,938,000	0
固定資産合計	7,988,000	8,038,000	△ 50,000
資産合計	24,941,919	23,865,955	1,075,964
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	259,466	67,081	192,385
預り金	79,214	63,912	15,302
流動負債合計	338,680	130,993	207,687
2 固定負債			
預り保証金	4,420,710	4,420,710	0
固定負債合計	4,420,710	4,420,710	0
負債合計	4,759,390	4,551,703	207,687
III 正味財産の部			0
1 一般正味財産	20,182,529	19,314,252	868,277
2 指定正味財産	0	0	0
正味財産合計	20,182,529	19,314,252	868,277
負債及び正味財産合計	24,941,919	23,865,955	1,075,964

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成については「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用しています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
定率法
- (3) 消費税等の会計処理
税込方式

2. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科目	内容	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
工具器具備品	書籍	5,000,000	4,950,000	50,000

(注) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書について

貸借対照表の付属明細書、正味財産増減計算書の付属明細書は、貸借対照表の注記としましたが、記載事項はありません。

公益社団法人 日本茶業中央会 正味財産増減計算書

平成28年4月1日～平成29年3月末日

一般会計

(単位：円)

科 目	当期	前期	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	[19,216,189]	[17,225,475]	[1,990,714]
正会員受取会費	18,934,000	17,025,475	1,908,525
特別会費	282,189	200,000	82,189
② 事業収益	[1,768,509]	[1,371,019]	[397,490]
事業収益	1,768,509	1,371,019	397,490
③ 負担金収入	[0]	[1,500,000]	[△ 1,500,000]
負担金収入	0	1,500,000	△ 1,500,000
④ 雑収益	[122]	[3,939]	[△ 3,817]
受取利息	122	3,939	△ 3,817
経常収益計	20,984,820	20,100,433	884,387
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	3,600,000	3,600,000	0
給料手当	2,107,467	2,107,467	0
賃金	104,900	231,550	△ 126,650
諸謝金	133,644	566,822	△ 433,178
法定福利費	572,118	587,862	△ 15,744
旅費交通費	953,290	1,243,110	△ 289,820
荷造運賃費	107,039	1,198,603	△ 1,091,564
通信費	206,651	208,947	△ 2,296
減価償却費	50,000	50,000	0
消耗品費	818,310	671,996	146,314
会議費	144,234	231,500	△ 87,266
印刷製本費	2,447,088	2,029,447	417,641
広告宣伝費	45,920	45,920	0
賃借料	192,213	191,792	421
保険料	17,490	17,510	△ 20
共催負担金	1,718,689	1,745,975	△ 27,286
新聞図書費	81,495	103,110	△ 21,615
HP管理費	194,400	194,400	0
事務所費	2,328,490	2,328,490	0
外注費	0	1,450,137	△ 1,450,137
支払手数料	23,456	22,608	848
事業費計	15,846,894	18,827,246	△ 2,980,352
管理費			
役員報酬	1,200,000	1,200,000	0
給料手当	702,489	702,489	0
法定福利費	190,707	195,955	△ 5,248
交通費	395,880	395,880	0
荷造運賃費	10,955	13,471	△ 2,516
通信費	65,418	57,632	7,786
消耗品費	92,116	114,208	△ 22,092
会議費	125,222	153,312	△ 28,090
賃借料	59,319	59,179	140
事務所費	498,950	498,950	0
支払手数料	664,593	602,214	62,379
交際費	16,728	32,400	△ 15,672
光熱水費	113,092	98,296	14,796
租税公開	0	960	△ 960
旅費交通費	134,180	116,250	17,930
管理費計	4,269,649	4,241,196	28,453
経常費用計	20,116,543	23,068,442	△ 2,951,899
当期経常増減額	868,277	△ 2,968,009	3,836,286
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	[0]	[0]	[0]
(2) 経常外費用	[0]	[0]	[0]
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	868,277	△ 2,968,009	3,836,286
一般正味財産期首残高	19,314,252	22,282,261	△ 2,968,009
一般正味財産期末残高	20,182,529	19,314,252	868,277

財産目録

平成29年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金 現金 預金	手許保管	運転資金として	15,120,601	
				普通預金	48,719
		郵便貯金 三井住友銀行	運転資金として	15,071,882	
				農林中金	71,894
				農林中金	1,555,588
		貯蔵品 未収入金	農林中金 手許カレンダー等 諸口	運転資金として	32,605
					農林中金
			在庫	7,642,974	
		同居法人分精算予定分	1,577,864		
			255,454		
流動資産合計				16,953,919	
(固定資産)	その他固定資産	工具器具備品	図書文献	7,988,000	
				事務所保証金	50,000
				共有(82.35%公益目的、 17.65%管理運営目的)	7,938,000
固定資産合計				7,988,000	
資産合計				24,941,919	
(流動負債)	未払金 預り金	印刷会社等 源泉所得税	印刷費等 給与分納期特例分	259,466	
					79,214
流動負債合計				338,680	
(固定負債)	預り保証金	事務所保証金	同居法人分預り保証金	4,420,710	
固定負債合計				4,420,710	
負債合計				4,759,390	
正味財産				20,182,529	

公益社団法人 日本茶業中央会 事業別正味財産増減計算書

平成28年4月1日～平成29年3月末日

一般会計

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	公1		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	14,946,540	4,269,649	19,216,189
正会員受取会費	14,664,351	4,269,649	18,934,000
特別会費	282,189	0	282,189
事業収益	1,768,509	0	1,768,509
事業収益	1,768,509		1,768,509
受取負担金	0	0	0
受取負担金	0		0
雑収益	122	0	122
雑収益	122		122
経常収益計	16,715,171	4,269,649	20,984,820
(2) 経常費用			
事業費	15,846,894		15,846,894
役員報酬	3,600,000		3,600,000
給料手当	2,107,467		2,107,467
賃金	104,900		104,900
諸謝金	133,644		133,644
法定福利費	572,118		572,118
旅費交通費	953,290		953,290
荷造運搬費	107,039		107,039
通信費	206,651		206,651
減価償却費	50,000		50,000
消耗品費	818,310		818,310
会議費	144,234		144,234
印刷製本費	2,447,088		2,447,088
広告宣伝費	45,920		45,920
賃借料	192,213		192,213
保険料	17,490		17,490
共催負担金	1,718,689		1,718,689
新聞図書費	81,495		81,495
HP管理費	194,400		194,400
事務所費	2,328,490		2,328,490
外注費	0		0
支払手数料	23,456		23,456
管理費		4,269,649	4,269,649
役員報酬		1,200,000	1,200,000
給料手当		702,489	702,489
法定福利費		190,707	190,707
交通費		395,880	395,880
荷造運搬費		10,955	10,955
通信費		65,418	65,418
消耗品費		92,116	92,116
会議費		125,222	125,222
賃借料		59,319	59,319
事務所費		498,950	498,950
支払手数料		664,593	664,593
交際費		16,728	16,728
光熱水料費		113,092	113,092
租税公課		0	0
旅費交通費		134,180	134,180
経常費用計	15,846,894	4,269,649	20,116,543
当期経常増減額	868,277	0	868,277
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	868,277	0	868,277
一般正味財産期首残高			19,314,252
一般正味財産期末残高			20,182,529
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			20,182,529

平成 29 年度事業計画書

平成 29 年度における基本的な考え方

- 1 茶需要拡大対策に取り組む。
 - 2 安全・安心な茶の生産流通を推進する。
 - 3 日本茶・茶文化の良さを世界に向けて発信する。
 - 4 公益社団法人としての態勢整備を図る。
- 以上を踏まえ、平成 29 年度事業及び予算を以下のとおりとする。

1 事業計画

(1) 茶需要拡大対策の推進

- ① 「消費拡大は四季のお茶の日と大茶会から」
「緑茶の日」(平成 29 年 5 月 2 日)、「緑茶の週間」(4 月 29 日～5 月 5 日)の積極的な展開を消費地でのイベントに協賛し活動する。
- ② 茶の機能・効能を網羅した「新版 茶の機能」を活用し、広く消費者への啓発活動を推進するほか、茶業関係者の茶の知識向上に努める。
- ③ 小学校等への茶の導入手法の開発、栄養士への茶の情報提供等を通じ、茶知識の向上と普及を図る。
- ④ 第 69 回全国お茶まつりで採択された「水出し緑茶元年」の宣言の具現化各種イベント等とのタイアップによる水出し緑茶の呈茶等を実施する。
- ⑤ 委員会等の設置による組織としての検討を行う。

(2) 安全・安心な茶の生産流通の推進

- ① 緑茶の表示の適正化の推進
消費者が安全・安心な茶を選択し購入するため、緑茶及び緑茶飲料の表示、業者間取引等の適正な表示を推進するとともに、食品表示法の制定に伴い、自主基準である「緑茶の表示基準」の見直しを行う。特に抹茶等の茶種について、基準を見直し、その普及に努める。
- ② 食品衛生法に基づく「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」の周知を図る。
- ③ 茶の品質の適正化、安全・安心な茶生産流通を推進するため、生産・流通関係者参加の研修会(茶審査技術研修等)を開催する。
- ④ 「地理的表示保護制度」(地理的表示(GI)法：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律平成 26 年 6 月)等を活用し、茶のブランド化を促進するための情報の収集・提供を行なう。

(3) 国際的な動きに対応した組織活動の推進

茶（紅茶・緑茶・烏龍茶）は、コーヒーと並んで世界的に流通している食品であり ISO、FAO、ITC など国際機関及び関係国が積極的に活動している。

わが国においては、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を契機に日本茶の位置付けを明確にするとともに日本茶・日本茶文化を世界に向けて発信する。これにより国内茶産業の活性化はもとより国内消費への情報支援、国が実施する輸出対策に取り組む。

① ISO（国際標準化機構）等への対応について

日本は ISO の組織である「食品専門部会・茶分科会（TC34/SC8）」の正式メンバー（P メンバー）として平成 25 年 12 月登録された。

これに伴い、農林水産省は国内審議団体の設置及び国内審議委員会の開催により、茶分科会 SC8 の下に「抹茶 WG」を設置、わが国の抹茶の基準を国際的な位置づけとするよう検討を進めている。日本茶業中央会は国内審議委員として積極的な活動を行う。

② FAO-IGG on TEA（茶に関する多国間協議）について

国際連合の食糧農業機関の「茶の政府間グループ」では主に農薬残留基準、世界的な流通と品質等についての検討を行っている。日本の残留基準の現状、安全基準の設定等について、その安全性を世界にアピールすると共に IGG で検討する基準の設定等に積極的に参画する。

③ オリンピック・パラリンピックの開催と茶・茶文化の提供方法について

2020 年に日本で開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて、茶・茶文化の普及方法について検討を進める。

(4) 第 71 回全国お茶まつりの開催並びに各種表彰行事への後援と協力

- ① 長崎県下で開催される「第 71 回全国お茶まつり」について、同県が設置する実行委員会に参画し、茶産業の振興、茶文化の普及を図る。
- ② 全国団体、都道府県団体等が開催する各種行事に対し、申請により賞状の交付、後援等を行う。

(5) 補助事業の実施について

平成 29 年度国の補助事業は公募方式で募集されている。茶業振興に係る事業について協議会等を通じ会員関係者と検討の上対応する。

① 予定されている事業

ア 平成 29 年度輸出に取り組む事業者向け対策事業（日本茶輸出促進協議会：

日本茶業中央会事務局)

輸出用茶の実証圃の設置、海外でのセミナーの開催、国際会議等への参画等

- イ 平成 29 年度青果物（茶）流通システム高度化事業（日本茶ニュービジネス育成強化運営協議会：日本茶業中央会事務局）
小・中学校、高校等への茶の導入手法の検討、茶専門店の活性化のための検討を行う。

(6) 各種調査・情報収集等

- ① 消費者への情報の提供、茶関係者の基礎資料とするため「茶関係資料」（平成 29 年版）の作成・配布を行う。また、平成 25 年 11 月に発刊した「茶の機能」の PR とその活用を図る。
- ② 茶業の振興に資するため、各種の研究会、関連行事等に参画、協力する。

(7) 茶業文庫等の保管、整備

茶に関する文献、資料等の充実とその活用を図るとともに、蘭字等の茶業文庫に保管されている歴史的に貴重な書籍の PR、管理を行う。

(8) 本会の組織の在り方について引き続き検討を進める。

(9) 平成 29 年度において資金調達及び設備投資の見込はない。

公益社団法人日本茶業中央会 役員給与規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定
平成 25 年 6 月 26 日一部改正
平成 29 年 3 月 24 日一部改正

(趣 旨)

第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会（以下「中央会」という。）の役員給与に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(常勤役員給与の種類)

第 2 条 中央会の常勤の理事（以下「常勤理事」という。）の給与は、俸給、通勤手当とする。

(俸給月額)

第 3 条 常勤理事の俸給月額は、総会の決議を経て年度予算の範囲内で理事会が定めるものとする。

(俸給の支給)

第 4 条 常勤理事の俸給は、毎月 16 日に支払うものとし、支払日が休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

2 俸給は、その月の月額的全額から租税公課、社会保険の個人負担金及びこれに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

(俸給の計算)

第 5 条 月の途中で移動を生じた常勤理事のその月に係る俸給の額は、その者の俸給の月額にその者の当該月における在職日数を乗じた額を 30 をもって除して得た額とする。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当は、交通機関を利用し通勤する常勤理事に対し、毎月、その者の 1 箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 29 年 3 月 24 日から実施する。

公益社団法人 日本茶業中央会 役員退職手当規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定
平成 25 年 6 月 26 日 一部改正

- 第 1 条 公益社団法人日本茶業中央会の常勤役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 退職手当は、役員が退職または死亡した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
- 2) 役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び同一の役職となったときは、前項の規定にかかわらず当該退職にともなう退職手当は支給しない。
- 第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 年につき、その者の退職の時ににおける俸給月額額の 100 分の 100 を乗じて得た額に相当する金額以内の金額とする。
- 第 4 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、同一の役職の役員として引き継いだ
在職期間による。
- 2) 前項の規定による在職期間の年数については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、一年に満たない端数を生じたときは一年とする。
- 3) 役員の任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職に専任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続いて在職したものとみなす。
- 4) 役員が任期満了の日以前において、役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。
- 第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受ける順位については、労働基準法施行規則第 42 条に定めるところを準用する。
- 第 6 条 会長は、毎年事業年度末において、当該年に在職する常勤の役員について必要とする退職手当金総額の 50%以上に相当する額を積立っておかなければならない。

付 則

この規程は、公益社団法人設立登記日から実施する。

付 則

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から実施する。